

令和7年10月3日

京都府京都市「宿泊税」の変更

京都府京都市から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
変更される京都市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	京都府京都市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・6千円未満 200円 ・6千円以上2万円未満 400円 ・2万円以上5万円未満 1,000円 ・5万円以上10万円未満 4,000円 ・10万円以上 10,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約126億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約5億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

※下線部が変更箇所を示す。

- ・令和7年 3月25日 京都市議会にて条例案可決
- ・令和7年 3月28日 総務大臣協議
- ・令和7年10月 3日 総務大臣同意
- ・令和8年 3月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。